

警察の実施機関入りについて

1 警察と事務局の間に共通理解のある項目と考え方

(1) 不開示情報において警察職員の氏名を不開示とすることについて

(考え方)

情報公開条例第6条第6号と整合性を図り、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名を不開示とする。

(2) オンライン結合の禁止について

(考え方)

県警が、警察庁又は他の都道府県警察にオンライン結合により提供するときは、例外とする。

(3) 個人情報取扱事務登録簿について

(考え方)

行政機関法第10条第2項第1号、2号に規定されている事務（犯罪の捜査等）については、適用除外とする。

その他、必要な例外があれば、適用除外とする。

2 検討中の項目

(1) 収集の制限（本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止について）

適用除外の範囲について検討中

(2) 利用・提供制限

適用除外の範囲について検討中

(3) 審議会の意見を聴くことについて

(1)、(2)と関連して検討する。

(4) 適用除外規定について

(考え方)

刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（行政機関法第45条第1項）訴訟に関する書類又は押収物（整備法）に記録されている保有個人情報については、開示、訂正及び利用停止等の適用除外とする。

また、触法事案処理や少年補導による個人情報については、同様に適用除外とするか要検討。

警察の実施機関入りについて

警察の意見	事務局の考え方
<p>実施機関入りに対する基本的考え方</p> <p>1 公安委員会及び県警が、平成8年に成立した個人情報の保護に関する条例の枠内において実施機関に入らないことについては既に決着済み。</p> <p>2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関法)が成立し、国家公安委員会及び警察庁が行政機関法の下において実施機関入りすることとなったが、警察庁は主として各都道府県警察を指揮監督及び調整する機関であり、治安を維持するための個々の警察活動は、執行機関である各都道府県警察が行っていることから、県警としては警察庁が実施機関になつた行政機関法の枠組みよりも緩やかな枠組みであるならば格別、行政機関法の枠組みを超えて警察活動を制約するような内容の条例の下で実施機関に入ることについては、治安維持のうえから許容できない。</p> <p>現行条例は、既に行政機関法の枠組みを超えた制度を設けているが、<u>県警が実施機関入りするためには、県警については条例に当該部分に関する除外規定を設けるなどの措置がとられ、警察法が定めている警察の責務を遂行するうえで支障のない枠組みであることが確認されない限り、実施機関に入ることは出来ない。</u>そのためには、<u>最低でも行政機関法と同様の枠組みが保証されることが必要である</u>、というのが県警の基本的考え方である。</p>	<p>1 条例を制定した平成8年当時は、犯罪捜査など警察活動における国や都道府県警察相互の協力信頼関係、捜査活動への支障に対する懸念から、公安委員会及び警察本部長が実施機関になることが難しいと考え、実施機関に加えなかつた(懇話会報告)。</p> <p>2 <u>警察活動を行うについて支障があるものは、収集、利用・提供等の場面で例外取扱いができるように次のとおり措置すれば足りるのではないかと考える。</u></p> <p><u>犯罪捜査等の公共安全を目的する情報の取扱いについては、例外規定を設ける。</u></p> <p><u>以外について、類型化できるものについては例外規定を設ける。</u></p> <p><u>例外規定として設けられないものについては、類型答申で対応する。</u></p> <p>3 <u>機関法と同様の枠組みが必要であるとの主張について、機関法と同様の条文という意味であれば、そもそも機関法と条例は規定ぶりが異なるのであって、同じ条文を設けることはできないと考えている。</u></p> <p><u>例えば、機関法のように相当な理由があれば、第三者提供ができるというような規定を置こうとすると、条例の中に警察の特例規定を設けるか、別の条例を制定しなければならなくなるのではないか。</u></p>
<p>警察制度について</p> <p>1 警察組織について</p> <p>国においては内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会が設置され、その管理の下に警察庁がおかれている。警察庁は国家公安委員会の管理に服しながら、警察庁に課せられた事務を執り行うとともに、国家公安委員会を補佐することとされている。国家公安委員長には国務大臣が充てられ、警察庁長官及び警視総監は国家公安委員会が任免し、その任免には内閣総理大臣の承認が必要とされている。</p> <p>県においては知事の所轄の下に県公安委員会が設置され、その管理の下に県警察本部が設置されている。国と同様に、県警察本部は県公安委員会の管理に服しながら、県警察に課せられた事務を執り行うとともに、県公安委員会を補佐することとされている。</p>	<p>1 警察活動を行うについて支障があるものは、収集・利用・提供等の場面で例外取扱いができるように次のとおり措置すれば足りるのではないかと考える。</p> <p><u>犯罪捜査等の公共安全を目的する情報の取扱いについては、例外規定を設ける。</u></p> <p><u>以外について、類型化できるものについては例外規定を設ける。</u></p> <p><u>例外規定として設けられないものについては、類型答申で対応する。</u></p> <p>2 警察組織の特色に配慮した条例上</p>

警察本部長は警察法第50条により、国家公安委員会が県公安委員会の同意を得て任免することとされており、さらに、県警における警視正以上の階級にある警察職員も国家公務員とされ、同法第55条第3項の規定により、国家公安委員会が県公安委員会の同意を得て任免することとされている。

県においては兵庫県公安委員会の管理の下に兵庫県警察本部が設置され、警察本部の下に県内を52の区域に分け、その区域ごとに52の警察署が設置されている。警察本部においては部制を敷いており、その部に設置されている課や執行隊によってそれぞれの事務を分掌している。

警察署においても、概ね警察本部の部制に対応して課が設置され、それぞれの事務を担当しているが、警察署では、さらにその管轄地域を細分化し、警察署の下部機構として交番・駐在所が設置されている。

2 国の警察と都道府県の警察との関係

治安の維持という国の根幹に係る警察業務は、一般的に、国家的性格と地方的性格を併せ持っている。そのため、警察法では、執行的性格を有するすべての警察事務を都道府県警察が行うこととする一方で、警察業務が国家的性格を有することを受けて、警察庁長官が警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督することができるとされているほか、一定の階級以上にある警察官は国家公務員とされ、特定の経費は国が支弁することとされている。

3 都道府県警察相互の関係について

都道府県警察は、警察法第36条により、都道府県の機関として設置されており、同条第2項によって、当該都道府県の区域内につき、同法第2条の責務に任することとされている。

今日において、警察が取り扱う対象事象は社会情勢の変化に伴い、ますます広域化していることから、これらの事象に対し個々の都道府県警察が相互に連携することなく活動を行っていたのでは、自らに課せられた責務を十分に果たすことが困難となっている。

そのため警察法では、警察法第59条から第61条までに「都道府県警察の相互協力義務」「警察庁等に対する援助要求」などの各規定を置き、都道府県警察の相互協力等を定めている。これによって、広域組織犯罪等の犯罪捜査をはじめとして、警察が取り扱う対象事象に対して、各都道府県警察が相互に密接な連携をとりながら、全国の警察が共同し、あるいは一体となって対応していくことが可能となっている。

県警は兵庫県の区域について警察の責務に任じているが、孤立して活動しているのではなく、警察庁や全国の警察と連携しながら、治安維持の任に当たっている。

県警が条例の実施機関に入るに当たっては、このような警察組織の特色に配慮した条例上の措置が是非とも必要である。

の措置をすることが、どのような措置を求めているのか具体的でない。結局、警察活動に支障のないようにするということであれば、1のとおり措置すれば足りるのではないか。

警察業務の特色

1 治安維持機関から来る特色

警察は他の行政機関とは異なり、警察法第2条第1項が定めている「警察の責務」すなわち「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」を果たすための「治安

1 治安を維持するための警察活動に支障のないように措置しておけば足りる。

具体的には、警察活動を行うについ

<p>維持のための機関」である。</p> <p>警察は治安維持のための機関であることから、治安維持を目的として強制にわたる活動から任意の活動にいたるまで幅広い活動を行っており、その過程で様々な種類の情報を、多種多様な方法で入手している。内容としても、犯罪捜査活動で入手した犯人に関する情報、あるいは暴力団対策や警備犯罪等に係わる団体や個人に関する情報など、多種多様に渡っている。これらの情報の中には例え本人から開示請求がなされたとしても、警察としては治安維持の責任を果たすうえから開示できないものが多数あり、また、収集の方法、範囲を限定することは、治安を維持していくうえで妥当ではない。</p> <p>2 都道府県警察の相互協力義務等から生じる特色</p> <p>警察法が都道府県警察相互間の協力等を規定していることから、県警は警察庁を初めとして他の都道府県警察と情報の交換を行ったり、共同、あるいは一体となって治安維持のための活動を行っている。</p> <p>「情報」という点から言えば、県警が保有する個人情報の中には、警察庁や他の都道府県警察から提供された情報をはじめ、相互に関連するものも多く含まれている。さらにこれらの情報を使って各県警が具体的な活動を行っていることから、情報収集や情報の利用・提供等の警察活動は、全国の警察が同一の基準の下に行われることが必要である。</p> <p>また、警察では、相互協力の一環として、特定の情報について警察庁が構築している情報管理システムによって、全ての都道府県警察がオンラインによって各種情報を利用・提供しており、治安維持上大きな成果を上げている。</p> <p>このようなことから個人情報の取り扱いに関して、全国的な斉一性が確保されることが極めて重要で、必要不可欠である。</p> <p>3 「警察庁長官による指揮監督」という仕組みからの特色</p> <p>警察法は、警察法第16条第2項で「警察庁長官は警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する」と定め、警察庁長官による指揮監督権を規定している。</p> <p>この制度は、警察事務が国と地方の両者の利害に關係するという特色を持つことから設けられているものであるが、この警察庁長官による指揮監督は、警察法に基づいて行われているもので、都道府県警察を法的に拘束するものとされている。すなわち、県警察が法的に拘束される「警察庁長官による指示」というものが、制度として存在している。</p> <p>県警が条例の実施機関に入るに当たっては、このような警察業務の特色に配慮した条例上の措置が是非とも必要である。</p>	<p>て支障があるものは、収集・利用・提供等の場面で例外取扱いができるようになりますとおり措置すれば足りるのではないかと考える。</p> <p>犯罪捜査等の公共安全を目的する情報の取扱いについては、例外規定を設ける。</p> <p>以外について、類型化できるものについては例外規定を設ける。</p> <p>例外規定として設けられないものについては、類型答申で対応する。</p> <p>2 開示できない情報については、必要があれば新たに非開示条項を検討すればよい。</p> <p>3 警察の場合、全国との斉一性が求められるというのには十分理由があると考えられるので、これに配慮しつつ、条例の中で収集、利用の例外取扱いを決めれば足りる。</p> <p>4 個人情報の取扱いの制限を取り扱いを無視してまでの警察庁長官からの具体的な指揮監督が実際にあり得るのかは不明である。</p> <p>しかし、個人情報保護に配慮しつつ、警察活動に支障の内容に条例上措置すれば足りる。</p> <p>5 警察組織の特色に配慮することがどのような措置を求めているのかが不明である。</p>
<p>例外規定</p> <p>1 例外規定に対する基本的考え方</p> <p>県警は警察法第36条第2項によって警察法第2条第1項が定める「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」に当たることをその責務とされており、この規定の法的意義は、警察が何を担当するのか明らかにすること、この責務を達成するために必要な活動を警察が行うことを認めること、責務を達成するために行うべき措置を講じなかつた場合に、都道府県警察が責任を追及されること、法令に特別</p>	<p>1 警察法2条1項に規定する警察活動の範囲は現時点では明確ではない点があるが、これが警察に係るほとんどの活動、事務を指すということであれば、警察における個人情報の取扱いの大部分が例外となることとなる。</p> <p>2 個人情報に係る従来の取扱いで条例上問題があるものは除いて、警察活</p>

<p>の規定がある場合を除き、これ以外の活動を警察が行うことと制限すること、にある。</p> <p>この責務を果たしていくうえで、<u>警察法は第2条第2項において、不偏不党かつ公平中正であること、権限を乱用することがあつてはならないこと、を定めているが、「個人情報を収集する際には本人収集を原則とするとか、センシティブ情報を収集してはならない」というような制約は課していない。</u></p> <p>警察法第2条は、「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」に当たることを警察の責務として定めるとともに、その責務を果たすため警察が必要だと判断する活動を、強制に渡らない限り、警察が行うことをも認めている規定であり、最高裁判所においてもそのように解され、実際にもそのように運用されている。</p> <p><u>条例に「本人収集の原則」等の制限規定を設け、警察の責務の遂行に支障が生じることになればこの警察法の趣旨にそぐわないこと</u>から、県警が条例の実施機関に入るためには警察法第2条第1項に定める警察の責務を遂行するための警察活動には、条例の定める制限規定は適用されない旨の明文の規定を設ける必要がある。</p>	<p>動を行うについて支障があるものは、収集・利用・提供等の場面で例外取扱いができるように次のとおり措置すれば足りるのではないかと考える。</p> <p>犯罪捜査等の公共安全を目的する情報の取扱いについては、例外規定を設ける。</p> <p>以外について、類型化できるものについては例外規定を設ける。</p> <p>例外規定として設けられないものについては、類型答申で対応する。</p>
<p><u>2 司法警察と行政警察という概念を用いることは妥当ではないこと</u></p> <p>警察活動を司法警察と行政警察に分けて理解しようとする考え方には、戦前の警察制度を理解する際に用いられた考え方であり、今日の警察制度の下においては当てはまらない。</p> <p>戦前は、警察の事務は、内務大臣が所管する行政警察事務と司法大臣の所管する司法警察事務に分けられていた。</p> <p>行政警察事務は警察固有の事務であったが、犯罪捜査については、これを主宰するのは裁判所に附置された検察であり、警察はその補助をする存在にすぎず、裁判所に附置された検察の補佐として行われていたことから、司法警察と呼ばれていた。</p> <p>現行法制下においては、犯罪捜査は国の司法権の行使ではなく、行政機関としての警察、検察、あるいはその他の捜査機関が行うものとして位置づけられており、他の行政と基本的に異なるものではないことから、犯罪捜査も行政作用の一分野にすぎないとするのが今日の基本的考え方である。</p>	<p><u>警察活動を司法警察と行政警察という概念で区分するという考え方をしていない。</u></p>

3 警察活動を犯罪捜査活動と非犯罪捜査活動に切り分けることは妥当ではないこと

犯罪捜査活動イコール司法警察、非犯罪捜査活動イコール行政警察というように、警察活動を犯罪捜査活動と非犯罪捜査活動に二分して理解するのは、実際の警察活動に合致しない。

犯罪捜査とは「公訴の提起、遂行の準備として犯人及び証拠を発見・収集すること」だと定義されているが、現在警察が行っている活動は、例えば人質監禁事件であるとか誘拐事件などが発生した場合、犯人を逮捕・検挙するという意味では確かに犯罪捜査としての活動を行っているが、それと同時に被害者の救出・救護という犯罪捜査とはいえない活動も同時、並行的に行っている。即ち、犯罪捜査活動と「個人の生命、身体を保護するための活動」とが同時、並行的に、1つの警察活動として一体となって行われている。

また、暴力団対策についてみれば、暴力団組織を壊滅させるという究極の目標、目的があり、その目的を達成するために様々な活動を行っている。個々の犯罪行為を立件していくという犯罪捜査としての活動もあるが、暴力団事務所の撤去等暴力団排除のための活動、あるいは暴力団対策法が定める中止命令の発出等の活動も併せて行っている。

暴力団に対する犯罪捜査活動においては、単に犯人を逮捕・検挙するためにだけ行われているものではなく、例えばけん銃等の武器を暴力団から剥奪して組織の弱体化を図る、あるいは暴力団の悪性を社会にアピールして暴力団の存在を許さない気運の醸成を図るなど、暴力団対策の一環として総合的に行われている。

実際の警察活動では、犯罪捜査としての活動と犯罪捜査ではない活動が同時、並行的に行われているものもあれば、あるときは犯罪捜査活動、あるときは犯罪捜査ではない活動というように、個別具体的な状況に応じて変化することもある。例えば、巡回連絡活動という警察活動があるが、この活動は、交番の警察官が担当する区域を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項について指導連絡を行ったり、住民の意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な人間関係を保持するとともに、管内の実態を掌握するための活動で、一応、非犯罪捜査活動に分類される活動であるが、その訪問先で窃盗事件や詐欺事件等、犯罪の端緒情報を入手するということは往々にして行われている。犯罪の端緒情報を入手する活動は犯罪捜査のための活動だということになれば、巡回連絡と呼ばれる活動には犯罪捜査活動が含まれていることになる。また、それとは逆に、聞き込み捜査等の犯罪捜査活動においても、その活動の最中に犯罪捜査とは関係のない身の上相談等の話を聞くこともある。

警察は、その業務を効率的に推進していくため、刑事部、地域部、あるいは交通部というような部制を敷き、その所掌事務を定めて各種の活動を行っているが、刑事部における窃盗犯捜査、あるいは詐欺事件捜査などという名称、地域部における巡回連絡活動、あるいは警ら活動などという名称、さらに交通部

警察活動を犯罪捜査活動と非犯罪捜査活動に2分して考えているわけではない。

上記のとおり、犯罪捜査を行う場合、拾得物を処理する場合など例外となる場合を具体的に列記しようとしているだけである。

における交通取締などという活動の名称は、担当している事務の内容をひと言で明らかにするため、警察組織の内部において慣行的に使用している名称であり、そのような名称が冠せられているからと言って、これらの警察活動を行うとき、その名称以外の活動を行っていない、あるいは行えないということではない。交番の警察官が管内を巡回するという警ら活動中、交通違反をみつければ交通取締を行うし、窃盗被疑者を見つければ逮捕する。また、運転免許の更新事務などにおいて指名手配被疑者を発見すれば逮捕するし、交通取締を行っていたところ、違反者が実は泥棒であったというようなケースもある。

このようなことから、警察活動を犯罪捜査活動と非犯罪捜査活動というようなメリクマールで切り分けることは不適切であり、警察活動というのは警察法第2条が定める警察の責務を果たすための活動が警察活動だというように理解すべきである。

4 公共安全情報という概念を例外(除外)規定として使うことは不適切

(1) 条例の規制を免れる例外規定として、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」という概念を用いようとする考え方がある。

この概念はいわゆる「公共安全情報」と呼ばれている概念で、情報公開制度において情報の公開・非公開につき、司法審査の場合において、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理的な許容限度であるかどうかという観点から審理・判断されるべき情報として創出された概念であり、個人情報の収集制限、利用・提供の制限等について「個人情報保護の要請と警察業務の適正な執行の要請とが適切に調整されうるかどうか」というような観点から創設された概念ではないことから、条例上の例外規定の概念として用いることは妥当ではない。

(2) この公共安全情報の概念を条例上の例外規定として用いた場合、公共安全情報に該当する警察活動は条例の制限を受けないことから、警察は警察法第2条の範囲で行っている警察活動のうち、どのような活動が公共安全情報の活動に該当し、どのような活動が公共安全情報の活動に該当しないのか、事前に明らかにしておく必要がある。

すなわち、警察法第2条の範囲で行っている警察活動を公共安全情報の概念で切り分けなければならないということである。

情報は活動の結果得られるもので、最終的には文書等の記録媒体に記録されることから、事後的に、客観的に検証が可能なものである。従って、情報を開示しようとする段階で開示する部分はこの部分、あるいは不開示とするのはこの部分というように、その内容を吟味しながら範囲を指定して切り分けることが可能であるが、活動は、それを客観的あるいは外形的に見れば、そもそも一個のものであり、半分の活動だと三分の一の活動というようなものはなく、本質的に切り分けることが出来ないものである。情報開示の段階で、ある情報は公共安全情報として不開示、その他の情報は開示と判断した場合、これを活動に置き換えれば、ここからここまで公共安全情報を入手す

1 いわゆる公共安全情報という概念は、条例上、不開示情報（16条4号）として出てくる。開示請求のあった保有個人情報（文書に記載されたものに限る。）について、16条に掲げる不開示情報が含まれている場合以外は、原則開示というものである。

この公共安全上情報というのは、文書に記載されたもので、開示があった場合、事後的に4号に該当するものかどうかを判断するものである。

収集時点で、これに該当するかどうかは分からない。（最終的には裁判所で判断されることとなる。）

収集、利用、提供の場面で問題となるのは、どのような目的で、どのような場合において、個人情報を収集、利用、提供しようとしているのかであって、結果として公共安全情報など不開示情報に該当するかどうかということではない。

つまり、開示請求の段階で、結果として、「公共の安全情報」に該当することと、情報の収集利用提供の段階で、公共の安全を目的として収集利用提供することは、区別して考える必要があると考える。

例えば、既に改正済みの条例においては、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき」と規定されている。

2 警察活動を犯罪捜査活動と非犯罪

るための活動、それ以外はその他の活動として切り分けなければならぬことになるが、連続して行われている活動を切り分けることは出来ない。

警察活動には犯罪捜査のための活動であっても、その中には非犯罪捜査のための活動が含まれていることもあり、それとは逆に、非犯罪捜査のための活動であっても犯罪捜査のための活動が含まれることがある。また、当初は非犯罪捜査としての活動を行っていたものが、状況の変化等によって犯罪捜査へと移行していくものもあれば、それとは逆に、当初は犯罪捜査として活動を行っていたものが非犯罪捜査活動へと移行していくものもあるため、警察活動を犯罪捜査活動と非犯罪捜査活動とに切り分けることは困難である。

このように県警としてはこののような概念を使って警察活動を切り分けることは出来ないと判断しているので、このような概念を使って警察活動を切り分けることが可能とするならば、警察活動のうちどのような活動が、如何なる理由によって公共安全情報に該当する活動になるのか、また警察活動のうちどのような活動が、如何なる理由によって公共安全情報に該当する活動にならないのか、示してもらう必要がある。県警としては、示してもらった活動について、再度意見を申し上げることとする。

(3) 公共安全情報の内容である「公共の安全と秩序の維持」の概念は、「刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持である」とされているが、この公共安全情報という概念と警察法第2条の概念とを比較した場合、公共安全情報の概念は警察法第2条の概念よりも狭い概念になり、警察法第2条が定めている公共の安全と秩序を維持するための警察活動の中から漏れる活動が出てくる。そのようなことになれば、県警が警察法第2条の定める警察の責務を遂行するうえで重大な障害になることから、このような概念を条例上の例外規定の概念として使うことは不適切である。

捜査活動に切り分けているわけではなく、犯罪捜査を行う場合、拾得物を処理する場合など個人情報を取り扱う例外について判断するだけである。

3 警察活動を切り分けて考える必要があるのだろうか。必要なのは、個人情報を取り扱う際に、例外を認める必要のある場合、ケースを、具体的に列挙して、結果として警察活動に支障の内容に事前に措置すれば足りると考える。

<p>類型答申で措置すればよいとの考え方について</p> <p><u>審査会への事前の意見聴取を義務付けることについては、本人以外の者から個人情報を収集する必要がある場合を網羅的に類型化してあらかじめ審査会の意見を聞くことは困難である。</u></p> <p>警察官が警察の責務を遂行するに当たっては、当初は犯罪が起きたのか判然とせず、当該警察官の活動が犯罪捜査に当たる可能性や、犯罪捜査以外の活動に当たる可能性とともに視野に入れながら情報収集を進めざるを得ないような場合がある。例えば「子供がいなくなった」という届け出において、それが誘拐事件なのか、迷子になっているのか、ただ単に遊んでいるだけなのかということは、各種の情報を収集してみなければ分からぬことである。このような場合においては、情報収集を行い事態が明らかになった後にはじめて情報収集の目的なり取扱事務が最終的に確定することになる。</p> <p>したがって、このような活動を開始した時点における個々の警察官の意識は、警察法第2条第1項が定める警察の責務を果たすための活動を行っているとだけ認識しており、決して、活動の結果明らかとなる誘拐事件であるとか迷子の保護ということを活動の当初から認識して行っているものではない。</p> <p><u>警察活動においてはこのような事例は多種多様にあり、これらの活動を全て抽出することは不可能であるため、事前に審議会の意見を聞くことはできない。</u></p>	<p>1 知事部局においては、行政活動に支障がないように、事前に例外取扱いを類型化して答申を得て対応している。</p> <p><u>警察の行っている活動が、警察法2条1項で定められた範囲でしか活動できないというのであれば、その範囲の外枠はおのずと明らかになるはずであると考える。</u></p> <p>2 通常、人から事実を聞こうとする場合、一定の目的（それが1つか複数かはともかくとして）を持って事実を聞き出そうとするものと考えられる。警察が主張するように、現場の警察官が警察法2条の活動を常に認識して活動しているというのであれば、実際、どうやって人から事実を聞き出そうとするのか。</p> <p>3 したがって、<u>警察が個人情報を取り扱う場合、ケースケースで通常想定されるいくつかの「...の場合」について、例外を認めておけば、どこかの例外に当てはまることになると考える。</u></p>
<p><u>審議会に事前に意見を聞くとする除外規定</u></p> <p>本県の条例には、個人情報の本人収集の原則など各種の制限を除外する方法の1つとして、事前に審議会の意見を聞いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めれば、その制限は除外される旨の規定がある。</p> <p>(1) <u>審査会による事前チェック制度であるが、行政機関法にはこのような制度は導入されていない。</u></p> <p>その理由は、我が国の行政制度は各大臣がそれぞれの行政分野を担当し、国会に対して連帯して責任を負うこととなっていること、目的外利用の是非について、あらかじめ第三者機関がチェックすることは、行政全体に対する過大な負担となり、適時適切な行政サービスの実施を妨げ、国民に対する行政の遅延をもたらすこと、第三者機関のチェックがなくても、利用停止請求権が認められており、不服があるときは審査会がチェックすることになっていること（個人情報保護法令研究会編集 Q & A 行政機関のための個人情報保護法 P 212）が挙げられている。</p>	<p><u>機関法の考え方は確かにそうであるが、条例においては、そのような考え方を取っていない。</u></p>
<p>(2) <u>この「事前に審議会の意見を聞く」という制度は、次のとおり警察としては適用する余地のない制度である。</u></p> <p>情報公開制度における諮詢手続きのように、行政不服審査手続きの一環として第三者機関が事後的にチェックするという制度ではなく、いわば行政機関が行政行為を行おうとするとき、それを事前にチェックするという意味合いの制度であるが、警察は警察法第2条第1項により治安維持責任を負っており、治安維持責任を有していない審議会の意見を聞いて警察活</p>	<p><u>審議会は、治安維持について、審議しているわけではなく、個人情報の取扱いについて、意見を述べているだけである。</u></p>

<p><u>動を行うことは妥当ではないこと</u></p> <p>警察活動は待ったなしの活動であり、警察事案が発生した際に、審議会に諮詢を行っているような余裕はなく、そのようなことをしていれば事案処理が手遅れになってしまうこと</p> <p>発生が予想される事案を想定して、包括的に、事前に審議会の答申を受けておけばいいという考えに対しては、<u>包括的な事前承認が受けられるのであれば条文で除外規定を設けておくことが適当であること</u></p> <p>警察事案は多種多様で、平素想定もしていないような事案が発生することが常であり、その一つ一つを抽出することは殆ど不可能だと判断されること</p> <p>警察本部長は地方自治法上、執行機関の地位ではなく、公安委員会の管理下にあるため、警察本部長が意見を聞くとすれば<u>公安委員会の意見を聞くべきであると考えられること</u>。さらに広義の警察としては、警察を法的に拘束する指揮監督権を有している警察庁長官に意見を聞くべきだと考えられること</p> <p>公安委員会は地方自治法上、特に独自性・独立性を求められる執行機関であり、警察法上、警察法第2条第1項の責務を有している。警察が、その責務を果たすに当たり、あらかじめ<u>知事が設置した附属機関の意見聴取を義務づけることは、公安委員会の権限が不明確になるうえ、組織機構を複雑にするものである。</u></p> <p>地方自治法施行令第121条の4の規定が削除されたのは、都道府県の情報公開制度において、事後的救済手段である不服申立の審理という限定された場面で、諮詢手続を活用しようとしたにすぎず、その一方で、同施行令が133条の2の規定を、なお存置している趣旨を考慮すれば、施行令の改正を理由に、警察活動全般に支障を及ぼすある事前チェック制度を公安委員会に義務づけるのが相当とまで解することには疑義があること</p>	<p>個人情報を取り扱う場合をあらかじめ類型化すれば足りるのではないか。</p> <p>適用除外について、条文に記載するか、答申とするかは、法制上の問題と考える。</p> <p>事案として、<u>多種多様な事案があることは理解できるが、その収集、利用、提供の場面において、犯罪の捜査、急訴への対応という場面、場面を類型化すれば足りると考える。</u></p> <p>あくまで、<u>条例に基づいて、実施機関としての警察本部長が個人情報の取扱いの例外について、審議会に意見を聞くだけである</u>。審議会は、個人情報の取扱いについて、意見を述べるのであって、警察活動について、意見を述べるものではない。</p> <p>あくまで、<u>条例に基づいて、実施機関としての公安委員会が個人情報の取扱いの例外について、意見を聞くだけである</u>。審議会は、個人情報の取扱いについて、意見を述べるだけであって、公安委員会の権限について、意見を述べるものではない。</p>
<p><u>収集制限</u></p> <p><u>この規定を実際の警察活動にそのまま適用すると、警察活動に対する重大な障害となる。</u></p> <p>犯罪捜査のための情報収集は、被疑者の逃走や証拠隠滅を防止するため、秘匿して行うことが必要不可欠であるが、<u>犯罪捜査のための情報の収集に際して、本人から直接収集しなければならないとすると、証拠隠滅や逃走等を許すことになる。</u></p> <p>犯罪捜査以外にも、例えば、拾得物件について遺失者に連絡する場合に、その中にあった社員証に記載されている勤務先が遺失物について判明した唯一の連絡先であるようなときは、当該勤務先関係者から情報を収集する必要があるが、本人以外の者からの情報収集が禁止されれば、こうした関係者からの情報収集ができなくなるほか、家出人等の搜索に当たり、第三者から当該家出人等に関する情報を収集することもできなくなるなど、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たるという警察の責務の遂行に著しい支障が生じることとなる。</p>	<p>事例の場合、犯罪捜査については、例外規定を設ければ足りる。</p> <p>拾得物の処理については、例外取扱いについてあらかじめ措置していれば足りる。</p> <p>いづれにしても、<u>警察活動に支障がないように、事前に措置を講じておけば足りる。</u></p>
<p><u>個人情報取扱事務の登録</u></p> <p>条例13条1項で「実施機関は、個人情報取扱事務について、</p>	<p>1 事務登録簿は、実施機関が個人情</p>

個人情報取扱事務登録簿を備え、一般的の閲覧に供しなければならない」と規定している。

県警察が取り扱う個人情報には、秘匿性を要するものが多く含まれているなどの特殊性がある。このような情報について登録簿を作成し、個人情報を収集する目的、対象者の範囲、記録項目、収集先、目的外利用又は提供の状況等を一般的の閲覧に供した場合、警察の責務の遂行に重大な支障が生じることになる。

行政機関法においては、国の安全等に関する個人情報ファイル、犯罪の捜査等に関する個人情報ファイル等については、高度の秘匿性が求められることから、総務大臣に対する事前通知や個人情報ファイル簿の作成・公表の義務の適用を除外するとともに、事務の性質上当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができると規定されている（第11条第2項及び第3項）。

したがって、行政機関法と同様に、国の安全等に関する事務及び犯罪の捜査等に関する事務については、明示的に個人情報取扱事務登録簿の作成・公表の義務の適用を除外とともに、それ以外の事務についても警察の責務を遂行するために支障のあるものについては、登録等の義務の適用除外となるよう警察事務の特性に十分配慮した規定とする必要がある。

なお、個人情報ファイルと個人情報取扱事務という違いがあるとはいうものの、行政機関法と同様の内容にしなければ、国においては秘匿しているものが県レベルにおいて公表されかねず妥当ではない。

報取扱事務について取り扱う個人情報の収集の目的、対象者の範囲、記録項目、収集先等の状況を明らかにし、また、自己の個人情報の開示請求等に資するため作成、閲覧させるものである。

警察においても、個人情報を取り扱う事務については一定の例外を除き、事務登録簿を作成するべきである。

知事部局と同様の許認可事務については、法令上収集する目的は、許認可を行うためなど明らかであるので、事務登録簿を作成し、収集の目的を記載すべきである。

2 収集の後、収集の目的以外の目的のために利用提供する場合（犯罪の捜査のためなどに利用提供する必要がある場合）例外取扱いの措置を取れば足りる。

許認可にあたり、法定の申請書に記載された個人情報を収集する当初の目的（すなわち許認可を行う目的）と、収集の後、当初の収集の目的以外の目的（犯罪捜査目的など）のために利用提供する場合があることは区別しなければならない。

許認可の後、その個人情報を犯罪捜査のために利用提供する場合であっても、事務登録簿の収集の目的に犯罪捜査の目的など結果として利用提供する目的を記入するわけではない。

3 犯罪捜査等については、その内容を事務登録簿に記載させると、捜査の事実や内容、対象を一般に推知させることになるなど捜査事務に支障が生じるおそれがあることから、適用除外すべきである。

機関法と同様に、国の安全等に関する個人情報ファイル、犯罪の捜査等に関する個人情報ファイル等については、適用除外規定を設けるべきと考える。

それ以外に支障があるという事務があるのであれば、最初から、条文で例外とするか、他の条文と同様取扱い例外の規定を設けておく必要がある。

4 警察は、「それ以外の事務についても警察の責務を遂行するために支障のあるものについては、登録等の義務の適用除外となるよう警察事務の特性に

	<p>十分配慮した規定とする必要がある」と主張しているが、機関法には、適用除外以外に、ファイルを作成しないものはない。どのような適用除外が必要なのか。</p>
<p>警察活動を個人情報取扱事務で理解することは実際の警察活動にそぐわない</p>	
<p>警察官が警察の責務を遂行するに当たっては、当初は犯罪が起きたのか判然とせず、当該警察官の活動が犯罪捜査に当たる可能性や、犯罪捜査以外の活動に当たる可能性とともに視野に入れながら情報収集を進めざるを得ないような場合がある。</p>	<p>1 事務登録簿は、実施機関が個人情報取扱事務について取り扱う個人情報の収集の目的、対象者の範囲、記録項目、収集先等の状況を明らかにし、また、自己の個人情報の開示請求等に資するため作成、閲覧させるものである。</p>
<p>例えば、</p>	<p>個人情報取扱事務とは、実施機関の所掌する事務であって、個人情報の取扱いを伴うものをいう。</p>
<p>「子供がいなくなった」という届け出において、それが誘拐事件なのか、迷子になっているのか、ただ単に遊んでいるだけなのかということは、各種の情報を収集してみなければ分からぬ。</p>	<p><u>警察であっても組織規定や事務分掌においては、「事務」という概念はある。</u> <u>したがって、警察の所掌する「事務」で個人情報の取扱いを伴うものについて、単純に事務登録簿を作成すれば足りる。</u></p>
<p>「区役所で男が暴れている」という通報に基づいて警察官が現場に急行した場合、傷害や器物損壊等に当たる犯罪行為が行われているのか、単に他の人と言い争いをしているだけなのか、全くの誤報であるのかは現場に行って当事者及び関係者に事情を聞かなければ分からぬ。</p>	<p>2 事務登録簿については、事務でとらえているが、利用提供の例外取扱いについては、事務という概念ではとらえず、「…する場合」などの概念でとらえている。</p>
<p>「ビルの屋上で男がうろうろしている」との110番通報により、警察官が現場に急行したような場合では、不審者とされた対象者が、雑居ビルで勤務する人で何らかの作業をしているのか、薬物中毒者であるのか、精神錯乱者であるのか、自殺しようとしている者なのか当事者及び関係者に事情を聞かなければ分からぬ。</p>	<p>事務登録簿に記載する目的は、例えば、許認可事務の場合は、個人情報を収集する当初の目的（許認可を行う目的）である。</p>
<p>「普段見かけない不審な男がうろうろしている」という110番通報により、警察官が現場に急行したような場合では、その男性が単に道に迷っているだけなのか、空き巣等の犯罪を行おうとしているのか、単なる通行人なのか当事者及び関係者に事情を聞かなければ分からぬ。</p>	<p><u>例外取扱いが認められた場合、当初の収集の目的以外の目的（犯罪捜査目的など）のために利用提供する場合、その目的を事務登録簿に記載するわけではない。</u></p>
<p>これらの事案に対応する警察官の行為が何の事務に該当するのかは特定することはできない。</p>	<p>3 現場の警察官が日々行っている警察活動について、1つ1つの事案、活動について、個々の事務を、交番ごとに登録するものではない。</p>
<p><u>警察が取り扱っている事務の中には、警察活動を行った結果、はじめてそれが何の事務になるのか明らかになるようなものが多くあり、中には、例え警察活動を行ったとしても、特定の事務の範疇には入らず、「その他の警察事務」というような範疇に入れるしかないようなものもある。したがって、「個人情報取扱事務と警察活動とは必ずしも一体のものではない」ということになる。</u></p>	<p>上記のように、事務登録簿は、自己の個人情報の開示請求等に資するため作成、閲覧させるものであるから、どのような事務において、個人情報が取り扱われているかを登録しておくものである。</p>
<p>条例は、「個人情報の収集は本人収集を原則とする」とか「センシティブ情報は収集してはならない」というように、個々の活動を行うとき、その活動を規制することになる内容の規定を設けているが、<u>仮に、これらの規制に関して、犯罪捜査活動については規制を除外するが非犯罪捜査活動については除外しないとした場合、具体的な事例でも紹介したように、警察官が個々の活動を行う段階では、それが犯罪捜査活動に該当するのか非犯罪捜査活動に該当するのか分からぬ事例</u>が多くある</p>	<p><u>したがって、警察全体として、県民から見て、個人情報を取り扱う事務を、例えば、拾得物の処理の事務、迷子の処理の事務、110番対応事務など、</u></p>

ことから、実際の活動を行う警察官としては、例えそれが後の結果から判断して犯罪捜査活動に該当すると評価されるようなものであっても、活動を行う段階ではそれが犯罪捜査活動だと認識できないため、警察官は活動を行うことを躊躇し、その結果本来行われるべき警察活動が行われないというような状況を招来しかねない。

警察が行っている具体的な活動事例に照らして個人情報取扱事務と警察活動との関係を判断すれば、事務があるから警察活動が特定されるのではなく、様々な警察活動を行った結果、はじめてその事務が特定されるという関係にあることが分かる。

警察活動の実態がこのようなものであるにも拘わらず、その実態を無視し、個人情報取扱事務だけに着目して警察活動を理解しようとすれば、一見して警察活動は犯罪捜査活動と非犯罪捜査活動に容易に区分できそうに思われるが、そのような理解の仕方は警察活動の実態を無視した理論の遊びにしかすぎない。

利用・提供制限

現行条例は一部の例外を除いて、実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないと規定している。

(1) 利用及び提供の制限については、行政機関法にも一定の制限規定があり、行政機関法では、

行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき

他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるときには、

利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとされている。

(2) 現実の警察活動の中では、犯罪捜査活動で採取された指紋の情報を変死者の身元確認のために活用したり、銃器を使用した犯罪が発生した場合に、猟銃の許可事務で収集した銃器の所持許可に関する情報を犯罪捜査に利用したりするなど、警察の責務の遂行に必要な範囲内で利用しているのが実態である。

警察内部での個人情報の利用が、特定された目的に限定されることになると、警察業務の運営が極めて非効率となり、迅速な事案対応と処理が不可能となることから、行政機関法が定めているように、実施機関が「相当な理由」があると判断した場合には、実施機関内部で利用を可能とする内容の規定にする必要がある。

(3) 警察は、各都道府県警察相互間においてオンライン結合な

事務というキーワードで登録しておけば足りると考える。

機関法と条例はそもそも規定ぶりが異なるものである。

機関法のように相当な理由があれば、第三者提供ができるというような規定を置こうとすると、条例の中に警察の特例規定を設けるか、別の条例を制定しなければならない。

上記のとおり、例外規定と類型答申で対応すれば、現状の警察活動に支障が生じるとは考えにくいのではない

<p>どの方法も含め、様々な形で各種の情報交換を行っている。特に、指名手配、家出入手配、身元不明死体手配等の各種手配は、オンラインシステムによって全国の警察に情報を提供し、その発見等を依頼している。部外提供を全く禁止すれば、このような活動も制約を受けることになる。</p> <p>また、警察は県の行政機関のみならず入国管理局等、各種の国の行政機関と情報交換を行っていることから、<u>他の行政機関</u>に対しても、その事務又は業務の遂行に必要な場合で「<u>相当な理由のあるとき</u>」には提供できるとする内容にする必要がある。</p> <p>(4) 警察は、各種の捜査や行方不明者などの発見のために、聞き込みなどによる情報の収集を行っている。これらの情報収集を効果的に実施するために、聞き込みの相手方に必要最小限度の範囲で事件概要、被害者の供述内容、目撃者の目撃情報などの個人情報を提供することにより、目的とする必要な情報を収集している。このような聞き込みなどの実態を踏まえると、他の行政機関以外の者に対して一定の個人情報が提供ができないことになると、警察官が日常的に行っている聞き込みによる捜査や行方不明者、家出入の発見等のために行う情報収集活動を行うことができなくなり、大きな支障が生じることとなる。</p> <p>また、犯罪被害者を保護するために、被害者に加害者的人定や捜査状況等に係る情報提供を行うことなども必要である。</p> <p>このように、<u>警察は、その責務を果たすため、個人情報を他の行政機関以外の者に提供する必要がある場合があり、行政機関法が定めているように、実施機関が「特別の理由」があると認めるときには、情報を提供できるとする内容の規定とする必要がある。</u></p> <p>したがって、警察法第2条第1項に定める警察の責務の遂行を目的とする利用及び提供については、行政機関法第8条と同様の規定を設ける必要がある。</p> <p>なお、こうした個人情報の利用及び提供について、審査会への事前の意見聴取を義務付けることが認められない理由については、条例第6条について説明したものと同様である。</p>	
<p>取扱いの例外規定に該当するかどうかの判断</p> <p>警察官個々が具体的な警察活動を行うとき、上司による個別の指示によって活動を行っているわけではなく、個々の警察官は即決しなければならない警察事案に対して、個々の判断で活動を行っている。そのため、<u>除外規定となる答申が多種多様になればなるほど、現場警察官は自己の行う活動が除外答申に合致しているかどうかまず判断しなければならなくなり、加重の負担を強いるとともに、現在警察法第2条の範囲の活動は行えるとして実際に活動している個々の警察官の判断に、無用の悪影響を与えるものである。</u></p>	<p>判断の統一性を図るためにには、事前に例外取扱いになる場合を類型化したり、逆に例外取扱いにならない場合を類型化するなど、事前の準備をすれば足りるのではないか。</p>
<p>現行の国家公安委員会規則との関係について</p> <p>電子計算機処理に係る個人情報に關し、現在、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和63年12月6日公布、平成元年10月1日施行、法律第95号)が施行されており、この法律を受け「<u>警察の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する規則</u>」(平成2年6月8</p>	<p>地方自治法14条では、「法令に反しない限りにおいて…条例を制定することができる」となっている。</p> <p>同規則8条では、<u>警察本部長が特別の理由があると認めるときは、警察の任務の遂行に必要な限度で利用提供す</u></p>

日国家公安委員会規則第2号)が制定、施行されている。

この国家公安委員会規則は、行政機關法の成立に伴い、その施行に合わせて今後改廃されると思われるが、その改廃時期は現在のところ不明である。

警察は、現在、この国家公安委員会規則に基づいて、警察が保有している電子計算機の処理情報を取り扱っているが、この規則の中には「処理情報の利用及び提供の制限」に関する規定がおかれていている。

その内容を見ると

(1) 電子計算機で処理された情報については、法律の規定に基づく場合、警察の任務遂行に必要な場合には利用・提供することが可能である。

さらに、所轄庁の長が特別な理由があると認めるときにも利用・提供できるというように規定されている。

個人情報の利用・提供については、現行条例第7条にも「利用及び提供の制限」として同様の規定がおかれてているが、その内容は、実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないとなっている。

国家公安委員会規則では、警察が保有している電子計算機の処理情報については、警察がその任務を遂行するために必要であると認める場合、あるいは所轄庁の長、すなわち警察本部長が特別な理由があると認めるときには利用・提供が可能であるとされているにも拘わらず、条例では、個人情報の収集の目的以外の目的のために利用・提供してはならないとされており、個人情報の利用・提供という同一の事柄に対して、国家公安委員会規則と条例とが明らかに異なった規定をしていることになる。

警察は国家公安委員会規則に拘束されるので、仮に県警が改正条例のもとにおいて実施機関入りすることとなった場合、国家公安委員会規則と条例とが、同一の事柄に対して異なった内容を規定しているというような事態は避ける必要があり、各都道府県警察の条例への実施機関入りが見えない状況においては、この国家公安委員会規則を踏まえた条例改正案を考慮すべきであり、そのためにも行政機関法の内容に合わせるべきである。

なお、現行国家公安委員会規則には第11条に「都道府県警察における特別な取扱い」の規定がおかれ、「都道府県警察は、都道府県公安委員会規則で定めるところにより、電子計算機処理に係る個人情報について、当該都道府県の実情に即した特別の取扱をすることができる」とことされているが、そのためには警察庁長官の承認が必要とされており、今まで、そのような承認が行われたことは承知していない。

る場合以外の場合に利用提供できるとなっている。

一方、条例では、8条に規定する場合以外は収集の目的以外の目的のために利用提供することはできないこととなっている。

そうすると、法令である国家公安委員会規則には、一定の場合、利用提供できるとなっているにもかかわらず、条例では同様の場合利用提供できないこととなる。これは、地自法14条に抵触するおそれがある。

しかし、同規則11条に基づき、都道府県公安委員会規則で特別の取扱いを行なうことができるよう定めれば対応できる。

また、条例施行までに、同規則が改廃されれば、この状況は解消できる。

なお、同規則4条には、「個人情報ファイルを保有するに当たっては、警察法その他の法令に定めるそれぞれの事務を遂行するために必要な限り、かつ、可能な限り目的を特定して行わなければならない。」と規定してある。

オンライン結合規定について

1 例外規定の類型

(1) オンライン結合が原則禁止されている都道府県 ... 3 8 都道府県

そのうち、例外規定が、

「審議会の意見を聴いたとき」 ... 3 1

「法令等の定めがあるとき」 ... 1 9

「国の機関からの法令による指示があるとき」 ... 1

「国の機関からの指示があるとき」 ... 1

(2) 改正予定

「県ホームページに個人情報を掲載するとき」 ... 1

「国等と結合するとき」 ... 3

「犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持を目的として提供するとき」 ... 1 0

「本人同意があるとき」 ... 5

「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき」 ... 4

「出版、報道等により公にされているとき」 ... 2

(参考)

「審議会の意見を聴いたとき」 ... 3 1

「法令等の定めがあるとき」 ... 2 4

「国の機関からの法令による指示があるとき」 ... 1

「国の機関からの指示があるとき」 ... 1

2 例外規定の検討

県ホームページに個人情報を掲載するとき

【想定事例】

- ・県の行政情報、イベント情報等を県HPに掲載
- ・公共工事に係る入札参加資格者情報を紙媒体とともに県HPで公表
- ・県公報を県HPに掲載

【考え方】

- ・条例制定当初は、オンライン結合の多くは行政機関相互間のものを想定していた（懇話会議事録より）。インターネットによるHP発信は、中心的なものではなかった。
- ・現在、県HPに掲載している個人情報については、例外答申を得て、個人の権利利益を侵害するおそれがないように掲載する必要性のある個人情報の内容を限定して運用している。
- ・ホームページを利用した情報発信は一般的となっており、県民への広報手段として重要な役割を担っている。
- ・県HP発信においては、内容を随時更新したり、必要な情報を追加したりする必要のあるものもあり、また、タイムリーな情報発信の必要性も認められる。
- ・県HP発信は平成10年5月から行われており、この間に慎重な個人情報の取扱いについては、一定のルールが確立できていると認められる。
- ・以上のとおり、県HPに個人情報を掲載するときにおいては、必ずしも審議会関与の必要性は乏しいと考えられるため、これを例外として認めることが適当である。

「国等と結合するとき」(3)

【想定事例】

- ・建設業者の許可申請情報や監督処分情報を L G - W A N を利用して国や都道府県、市町村で情報共有し、建設業法に基づく許可、処分等の事務に利用する場合
- ・警察庁及び都道府県警察間のオンライン結合（ と重複）

【考え方】

- ・高度情報通信社会の進展の中、総合行政ネットワーク（ L G - W A N ）を運用し、また、電子申請システムを導入するなど、今後とも高度情報通信社会の利便性を活用した県民サービスの充実や事務処理の効率性の向上を進めていくことに配慮することについては公益上の必要性がある。
- ・オンライン結合先の国においては行政機関個人情報保護法、都道府県、県内市町、県の実施機関においては個人情報保護条例により、収集、利用、提供について取扱いの制限や職員についての罰則等が定められることからすると、個人情報の取扱いについて安全確保措置が講じられているといえる。
- ・以上のとおり、国等と結合する場合については、審議会関与の必要性は少なくなったと考えられるため、これを例外として認めることが適当である。
(参考) 県内市町の条例制定状況；
未制定は 6 市町であるが、平成 17 年 4 月 1 日施行予定。

「犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持を目的として提供するとき」(10)

【想定事例】

- ・警察庁、都道府県警察間のオンライン結合

【考え方】

- ・公共の安全と秩序の維持を担う警察の活動の性質上、広域捜査や相互協力、迅速な対応、捜査等の事実や内容等を秘匿する必要性などの特殊事情が認められ、警察庁と都道府県警察の間で情報の共有、交換をオンライン結合により行うことには、一定の公益上の必要性が認められる。
- ・警察庁、都道府県警察においては、オンライン結合は安全性及び秘匿性を確保するため、外部のネットワークには接続していない警察の専用回線を用い、加えてデータの暗号化、アクセスに関する記録等の義務付けなどにより、不正アクセス等による個人の権利利益を侵害することのないよう一定の措置が講じられているものと認められる。
- ・以上のとおり、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持を目的として提供するときは、審議会関与の必要性は乏しいと考えられるため、これを例外として認めることが適当である。
- ・なお、「国等と結合するとき」を規定するのであれば、この規定は不要。

「本人同意があるとき」(5)

【想定事例】

- ・国へオンライン結合によってボランティア活動状況や申請書記載内容の情報提供
- ・農業の活動地域（ 町 集落）を県 H P へ掲載

【考え方】

- ・本人同意を得てオンライン結合をしようとする場合、このオンライン結合について本人に正確に説明をしており、本人も十分その点について理解しているのであれば、本人の権利利益の侵害はないと考えられる。
- ・また、高度情報通信社会の利便性を活用した県民へのサービスの充実、事務処理の効率性の向上には公益上の必要性が認められる。

- ・公益上の必要性と個人の権利利益侵害の危険性を比較衡量した場合、必ずしも審議会関与の必要性に乏しいと考えられるため、これを例外として認めることが適当である。

「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき」(4)

【想定事例】

- ・地震、火災等の災害の際に、家屋等を守るために、工場等の所有者名や現場の写真を県HPで提供する場合

【考え方】

- ・個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないときには、個人情報をオンライン結合により提供することについては、公益上の必要性が認められる。
- ・守るべき個人の生命、身体又は財産の安全という個人の権利利益と、個人情報をオンライン結合により迅速かつ広範囲に提供することによる個人の権利利益の侵害の危険性とを比較衡量した場合、必ずしも審議会関与の必要性に乏しいと考えられるため、これを例外として認めることが適当である。

3 オンライン結合禁止規定の類型

オンライン結合による提供を全て禁止とした上で、
の場合(審議会の意見を聴く等)は、
提供することができるとしたもの。(13)

【兵庫県】

第8条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、実施機関以外のものに対し、個人情報を提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

オンライン結合による提供は、
の場合でなければ提供してはならないとしたもの。(と
結論は同じだが、
の場合であれば提供できるため、オンライン結合による提供を全て 禁止するという定め方ではない。)(25)

【北海道】

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ北海道個人情報保護審査会の意見を聴かなければならぬ。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

オンライン結合による提供に当たっては、審議会の意見を聴くなどしなければならないが、手段そのものを禁止するとは定めていないもの。(2)

【京都府】

第6条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）により個人情報を提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう努め、法令等に基づく場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。

2 実施機関は、前項の規定により審議会の意見を聴いたオンライン結合による個人情報の提供の内容を変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。

オンライン結合による提供に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないことを定め、手段そのものの禁止、審議会の意見聴取等は定めていないもの。（4）

【静岡県】

第13条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が隨時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

規定なし（3）